

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

むかわ地域の事項中、「胆振東部地域森林計画の鶴川町有林野の9から12まで及び41から49までの林班の区域」を「胆振東部地域森林計画のむかわ町有林野の9から12まで、41から49まで、1023（150から165までの小班の区域に限る。）、1027（1から16までの小班の区域に限る。）、1028（1から14までの小班の区域に限る。）、1029（24から32までの小班の区域に限る。）、1040（1から39までの小班の区域に限る。）、1049（23から40まで、52及び53の小班の区域に限る。）及び1058（1から13まで及び16から19までの小班の区域に限る。）の林班の区域」に、「鶴川町の民有林野」を「むかわ町の民有林野」に、「字二宮」を「二宮」に、「字春日」を「春日」に、「字有明」を「有明」に、「字生田」を「生田」に、「字花岡」を「花岡」に、「林班の区域、胆振東部地域森林計画の穂別町有林野の23（150から165までの小班の区域に限る。）、27（1から16までの小班の区域に限る。）、28（1から14小班までの小班の区域に限る。）、29（24から32までの小班の区域に限る。）、40（1から39までの小班の区域に限る。）、49（23から40まで、52及び53小班の区域に限る。）及び58（1から13まで及び16から19までの小班の区域に限る。）林班の区域、胆振東部地域森林計画の穂別町の民有林野の1から11まで、12（1から27までの小班の区域に限る。）、13（1から56までの小班の区域に限る。）、14（1から73まで、91から119まで、121から127まで、129及び130小班の区域に限る。）、15（53から82まで及び99から107までの小班の区域に限る。）、16（1から134までの小班の区域に限る。）、17（1から33までの小班の区域に限る。）、18（1から5までの小班の区域に限る。）、19（1から46までの小班の区域に限る。）、20（1から13までの小班の区域に限る。）、22（1から36まで及び45から130までの小班の区域に限る。）、23（34から52まで、101から124まで、149及び177小班並びにヌタボマナイ沢穂別川新沼橋以西の区域に限る。）、24（1から33まで及び35から93までの小班の区域に限る。）、25（1から7まで、12及び19から26までの小班の区域に限る。）、26（1から62までの小班の区域に限る。）、28（15から20までの小班の区域に限る。）、29（1から23まで及び33から44までの小班の区域に限る。）、30（1から44まで、49から59まで、63から67まで及び76から84までの小班の区域に限る。）、31（1から10までの小班の区域に限る。）、32から35まで、36（1から5までの小班の区域に限る。）、37（1から24までの小班の区域に限る。）、38、39（39から66までの小班の区域に限る。）、40（40から64までの小班の区域に限る。）、41（1から5まで、19及び35から105までの小班の区域に限る。）、42、43（7から49まで及び51から60までの小班の区域に限る。）、44から48まで、49（4から22まで、41から51まで、54及び55小班の区域に限る。）、50から52まで、53（1から22までの小班の区域に限る。）、54、55（14から20まで、35から78まで、92及び93小班の区域に限る。）、56、57（107から115までの小班の区域に限る。）、58（14から15まで及び20から29までの小班の区域に限る。）、59（5から21までの小班の区域に限る。）、60（48から

目次 ページ

告 示

- 農業振興地域の指定の一部改正……………（農地調整課） 39
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 40
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課） 40
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 40
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可（農業施設管理課） 40
- 知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 40
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 41
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 41
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 41
- 森林法による通知に代える公示……………（治山課） 41
- 道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 42
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 42
- 特定調達契約に係る入札の公告……………（調達課） 42

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 43

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 48

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 49
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 50

告 示

北海道告示第296号

昭和45年北海道告示第703号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び北海道胆振総合振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月16日

50までの小班の区域に限る。)、61、63(28及び32から105までの小班の区域に限る。)
及び67(229から233まで、245から281まで及び283小班の区域に限る。)」を「、1001から1011まで、1012(1から27までの小班の区域に限る。)、1013(1から56までの小班の区域に限る。)、1014(1から73まで、91から119まで、121から127まで、129及び130の小班の区域に限る。)、1015(53から71まで、72(一部の区域に限る。))、73から76まで、82及び99から107までの小班の区域に限る。)、1016(1から134までの小班の区域に限る。)、1017(1から33までの小班の区域に限る。)、1018(1から5までの小班の区域に限る。)、1019(1から46までの小班の区域に限る。)、1020(1から13までの小班の区域に限る。)、1022(1から36まで及び45から130までの小班の区域に限る。)、1023(34から52まで、101から124まで、149及び177の小班並びにヌタポマナイ沢穂別川新沼橋以西の区域に限る。)、1024(1から33まで及び35から93までの小班の区域に限る。)、1025(1から7まで、12及び19から26までの小班の区域に限る。)、1026(1から62までの小班の区域に限る。)、1028(15から20までの小班の区域に限る。)、1029(1から23まで及び33から44までの小班の区域に限る。)、1030(1、3から44まで、49から59まで、63から67まで及び76から84までの小班の区域に限る。)、1031(1から10までの小班の区域に限る。)、1032から1035まで、1036(1から5までの小班の区域に限る。)、1037(1から24までの小班の区域に限る。)、1038、1039(39から66までの小班の区域に限る。)、1040(40から64までの小班の区域に限る。)、1041(1から5まで、19及び35から105までの小班の区域に限る。)、1042、1043(7から49まで及び51から60までの小班の区域に限る。)、1044から1048まで、1049(4から22まで、41から51まで、54及び55の小班の区域に限る。)、1050から1052まで、1053(1から22までの小班の区域に限る。)、1054、1055(14から20まで、35から78まで、92及び93の小班の区域に限る。)、1056(1から33まで、36から50まで及び52から64までの小班の区域に限る。)、1057(107から115までの小班の区域に限る。)、1058(14から15まで及び20から29までの小班の区域に限る。)、1059(5から21までの小班の区域に限る。)、1060(48から50までの小班の区域に限る。)、1061、1063(28及び32から105までの小班の区域に限る。))及び1067(229から233まで、245から281まで及び283の小班の区域に限る。))」に改める。

北海道告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和3.4.2 夕張土地改良区

同 3.4.2 江差土地改良区
同 3.4.2 厚沢部土地改良区
同 3.4.2 狩場利別土地改良区
同 3.4.6 倶知安土地改良区
同 3.4.7 空知土地改良区
同 3.4.9 乙部土地改良区

北海道告示第298号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、夕張土地改良区が管理するペンケマヤ頭首工に係る管理規程を認可した。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

ペンケマヤ頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、空知土地改良区が管理する稲田ダムに係る管理規程の変更を認可した。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

稲田ダムの維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、夕張土地改良区が管理する沼ノ沢第3頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

廃止した管理規程の概要

沼ノ沢第3頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第301号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字来岸町8の1・10・332（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第302号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字盃村72の1地先・153地先・155の2地先・232地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 名寄市風連町字中央393（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川総合振興局産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第304号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡真狩村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び真狩村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和3年農林水産省告示第439号

2 所在が不明な者 安保 智晴

北海道告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 美唄富良野線	美唄市字美唄2295番1地先から 同市字美唄2295番1地先まで	令和3.4.16

北海道告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 大津旅来線
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
中川郡豊頃町大津港町1番1地先から 同郡豊頃町大津110番地先まで	前	14.50mから 52.85mまで	1,011.05m	—
	前	14.50mから 52.00mまで	1,041.16m	—
	後	14.50mから 56.11mまで	1,011.05m	—
	後	14.50mから 55.00mまで	1,041.16m	—

北海道告示第308号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年4月16日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 複写機等の賃貸借（北海道本庁等及び北海道教育庁）

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）一式（84台に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

84台及び1月当たり3,052,000枚

イ 入札番号2 複写機等の賃貸借（北海道教育庁）

(ア) 複写機等の賃貸借 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(イ) 調達台数及び調達予定枚数

1台及び1月当たり60,000枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限及び契約期間

令和3年7月1日

(1)のアについては、令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(1)のイについては、令和3年7月1日から令和6年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（資格の種類別に区分した分類29（賃貸借 複写機）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年4月16日（金）から同年5月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道出納局会計管理室調達課調達第二係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計管理室調達課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階北海道出納局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計管理室調達課調達第二係）

(2) 入札日時 令和3年5月27日（木）午後2時（送付による場合は、同月26日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計管理室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）において

ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、それぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で、かつ、入札書記載の入札総額（調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数に1枚当たりの入札金額（単価）を乗じて得た額の合計額）が、最低である入札（有効な入札に限る。）者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of copying machine 84 sets

b Lease of copying machine 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 27, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than May 26, 2021)

C Contact : Procurement Division, Office of Accounting Administration, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588
Japan

Phone : 011-204-5076

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第1001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年4月16日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
 - ア 名称 道道名寄遠別線 特定交付金（宇遠別トンネル）工事
 - イ 数量 工事延長 L=1,177.50m 工事幅員 W=8.0m
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年11月20日まで
- (4) 履行場所 天塩郡遠別町
- (5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。
- (6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、ICTの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用モデル工事の対象工事である。
- (8) 本工事は、「週休2日モデル工事」の対象工事である。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札参加希望者は特定建設工事共同企業体であって、要件は次のとおりとする。
- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件
 - ア 発注工事の対応する令和2年北海道告示第815号に規定する一般土木工事の資格及

び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,000点以上であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- キ 過去20年間（平成13年度以降）に、【入札説明書別記説明】4の(1)のキに記載の工事を元請として施工した実績を有すること。
- ク 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
- ケ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
- コ 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。ス 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- (2) 特定建設工事共同企業体の要件
 - ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
 - ウ 別途閲覧に供する図面及び仕様書等において参考として示された標準的な施工方法等（以下「標準案」という。）の内容について、当該標準案と異なる設計及び施工方法等に関する技術提案を行うこと。
 - エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

オ 構成員の組合せは、(1)のアにおける資格の格付がA等級に格付けされている者同士の組合せであり、かつ、構成員の1社以上がA1に区分されていること。

カ 共同企業体の代表者は、(1)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が1,100点以上で最大の施工能力を有する者であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

4 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に係る書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

(2) 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して紙により提出しなければならない。

(3) 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(4) 電子入札システムによる提出期間

令和3年4月16日（金）午前9時から同年5月10日（月）午後5時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）

(5) 紙による提出期間等

ア 提出期間

令和3年4月16日（金）から同年5月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

留萌市住之江町2丁目1-2

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課

ウ 提出方法

持参又は送付により提出すること。

5 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

特定建設工事共同企業体を結成し、入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「申請書等」という。）を紙により提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和3年4月16日（金）から同月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

なお、申請書等提出期限の日以降、申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定建設工事共同企業体を結成して特定建

設工事共同企業体の決定及び競争参加資格確認申請を行う場合においては、令和3年5月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までとする。

また、なお書きの申請に係る申請書等の提出期限と、競争参加資格確認申請書等の提出期限は同日とする。

(2) 提出場所

留萌市住之江町2丁目1-2

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課

(3) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

6 条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和3年5月14日（金）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

なお、5の(1)のなお書きに係る審査については、令和3年5月10日（月）までに書面により通知する。

7 契約条項を示す場所

留萌市住之江町2丁目1-2

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和3年7月7日（水）午前9時から同月9日（金）午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(4)の開札場所へ(5)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道名寄遠別線特定交付金（宇遠別トンネル）工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、

提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) 開 札 場 所

留萌市住之江町2丁目1-2
北海道留萌合同庁舎3階入札室

(5) 開 札 日 時

令和3年7月12日(月)午前9時30分(整理番号 101番)

9 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

10 契 約 保 証 金

契約保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

11 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

12 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び条件付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交 付 期 間

令和3年4月16日(金)から同年5月10日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和3年4月16日(金)午前9時から同年5月10日(月)午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 交 付 場 所

留萌市住之江町2丁目1-2
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 交 付 方 法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費 用

無料とする。

13 送 付 に よ る 入 札

認める。

14 落 札 者 の 決 定 方 法 等

(1) 入札参加資格を有するものと認められた者は、標準型総合評価落札方式実施要領に定める項目について技術提案を行わなければならない。

(2) 技術提案の審査の結果、適正と認められた入札参加希望者は、採用された技術提案及び当該技術提案に基づき積算した価格により入札し、次の要件に該当する者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

なお、技術提案が適正と認められなかった入札参加希望者については、標準案及び当該標準案により積算した価格をもって入札しなければならない。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案が、標準案の内容を全て満たしていること。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

15 落 札 者 と 契 約 を 行 っ た 場 合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

16 契 約 書 作 成 の 要 否

要

17 予 定 価 格 等

(1) 予 定 価 格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格判断価格
設定している。

18 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)から(3)まで、(5)、(8)、(12)、(15)及び(16)によるほか、次による。

(1) 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償

を請求することができない。

- (2) 入札の執行回数は原則 2 回までとする。
- (3) 技術提案実現の確実性審査実施に当たり、「施工体制に係る積算内訳説明書」（以下「積算内訳説明書」という。）の提出依頼があった場合、期限内（2 日間）に「積算内訳説明書」を提出しない者の入札は、無効とする。
- (4) 技術提案は、競争参加資格確認通知書（紙参加の場合は、条件付一般競争参加資格審査結果通知書）の通知後に受け付ける。
- (5) 技術提案の採否は、当該技術提案を行った入札参加希望者に対して審査結果を通知する。
- (6) 技術提案を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術提案に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。
また、技術提案を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課
イ 所 在 地 留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2
ウ 電 話 番 号 0164-42-8347

19 Summary

- A Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Nayoro Enbetsu Line Grants Local road (Uenbetsu Tunnel)
L=1,177.50m W=8.0m
- B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., July 12, 2021
- C Contact : Bidding and Contract Division, Office of Constructional Administration Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8350

北海道オホーツク総合振興局告示第82号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。

令和 3 年 4 月 16 日

北海道オホーツク総合振興局長 橋 本 智 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借 一式（1 月当たりの単価） 1 台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 10 日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 3 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2 の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和 3 年 4 月 16 日（金）から同月 30 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。（郵送及び電子メールによる提出可。ファイル形式は PDF、Word 及び Excel に限る。）

ウ 申請書類の提出先 郵送の場合：郵便番号 093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目
北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

メールの場合：(seo.tatsuki@pref.hokkaido.lg.jp)

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局4階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係）
- (2) 入札日時 令和3年5月27日（木）午前10時（送付による場合は、同月26日（水）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 7 契約保証金
契約保証金は、免除する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 送付による入札の可否
認める。
- 10 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 12 契約書作成の要否

- 要
13 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(3)、(5)、(11)、(12)、(15)及び(16)によるほか、次による。
- (1) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係
- イ 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
- ウ 電話番号 0152-41-0630
- (2) 前金払い
前金払はしない。
- (3) 概算払い
概算払はしない。
- (4) 部分払い
部分払はしない。
- 14 Summary
- A Nature and quantity of products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., May 27, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than May 26, 2021)
- C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan
Phone : 0152-41-0630

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年4月16日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- (1) 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭コース）
- ア 恵庭（通常・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 606日
- イ 恵庭（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価） 6日
- (2) 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭・増便コース）
- ア 恵庭・増便（通常・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価） 202日

イ 恵庭・増便（特行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価）	2日
(3) 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（恵庭・北広島コース）	
ア 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	115日
イ 恵庭・北広島（水）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	39日
ウ 恵庭・北広島（木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価）	48日
エ 恵庭・北広島（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	2日
(4) 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（江別・豊幌コース）	
ア 江別・豊幌（月・火・水・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	462日
イ 江別・豊幌（木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価）	144日
ウ 江別・豊幌（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	6日
(5) 北海道南幌養護学校スクールバス運行委託業務（江別・大麻コース）	
ア 江別・大麻（月・火・水・金）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	154日
イ 江別・大麻（木・行事）コース（1日2便）（1日当たりの単価）	48日
ウ 江別・大麻（特行事）コース（1日3便）（1日当たりの単価）	2日
(6) 北海道美唄養護学校スクールバス運行委託業務（岩見沢コース）	
岩見沢コース（1日2便）（1日当たりの単価）	201日

2 落札を決定した日

令和3年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで及び(5)

ア 氏名 有限会社グロー企画

イ 住所 空知郡南幌町西町1丁目2番8号

(2) 1の(4)

ア 氏名 株式会社高田モータース

イ 住所 夕張郡長沼町東5線南6番地

(3) 1の(6)

ア 氏名 フラワー観光バス株式会社

イ 住所 美唄市東2条北1丁目1078番4

4 落札金額

(1)ア 恵庭（通常・行事）コース（1日2便）	51,420円
イ 恵庭（特行事）コース（1日3便）	66,200円
(2)ア 恵庭（通常・行事）コース（1日2便）	51,420円
イ 恵庭（特行事）コース（1日2便）	51,420円
(3)ア 恵庭・北広島（月・火・金）コース（1日3便）	57,160円
イ 恵庭・北広島（水）コース（1日3便）	54,900円

ウ 恵庭・北広島（木・行事）コース（1日2便）	45,550円
エ 恵庭・北広島（特行事）コース（1日3便）	54,200円
(4)ア 江別・豊幌（月・火・水・金）コース（1日3便）	42,840円
イ 江別・豊幌（木・行事）コース（1日2便）	36,710円
ウ 江別・豊幌（特行事）コース（1日3便）	42,840円
(5)ア 江別・大麻（月・火・水・金）コース（1日3便）	47,800円
イ 江別・大麻（木・行事）コース（1日2便）	33,400円
ウ 江別・大麻（特行事）コース（1日3便）	47,800円
(6) 岩見沢コース（1日2便）	25,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和3年2月28日付け北海道教育庁空知教育局告示第13号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第193号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年4月16日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 2,408着
イ 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,364着

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和3年8月27日

(4) 納入場所 北海道警察本部、北海道警察学校、北海道警察各方面本部及び北海道警察各警察署のうち、契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察職員の立会いの下に、中間検査に応じられること。
- (5) 当該調達をする物品の製造に必要な生地 of 供給を受けられること。
- (6) 当該調達をする物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年4月16日（金）から同年5月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和3年5月28日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2242

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
 - a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 2,408 pieces
 - b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,364 pieces
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 28, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 27, 2021)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242

北海道警察本部告示第194号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年4月16日

北海道警察本部長 小島裕史

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- 航空タービン燃料油（JIS1号）（1リットル当たりの単価） 520,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和3年3月26日
 - 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 国際航空給油株式会社
(2) 住所 東京都中央区日本橋大伝馬町3番2号
 - 4 落札金額
78.2円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和3年2月5日付け北海道警察本部告示第65号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第195号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年4月16日

北海道警察本部長 小島裕史

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
航空タービン燃料油（JIS1号）（1リットル当たりの単価） 164,000リットル
- 2 落札を決定した日
令和3年3月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 熱原帯広株式会社
(2) 住所 帯広市東5条南6丁目15番地
- 4 落札金額
79.5円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年2月5日付け北海道警察本部告示第66号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課